解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

大阪府大阪狭山市東野東一丁目三二番地の二　財団法人大阪狭山市施設管理公社

代表清算人　小林　光明

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

奈良県吉野郡野迫川村大字弓手原三四二番地　財団法人弓手原自治会

代表清算人　久保　直次

解散公告（第一回）

当協会は、平成二十三年二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当協会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

和歌山県和歌山市十一番丁五四番地ＮＴＴ西日本京橋別館一二号室　社団法人和歌山県雇用開発協会

清算人　貴志　好秀

解散公告（第一回）

当法人は、総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

和歌山県田辺市中辺路町栗栖川二九一番地の一三六　職業訓練法人田辺広域圏職業訓練協会

清算人　真砂　充敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

島根県浜田市殿町一番地　財団法人浜田市都市環境整備公社

清算人　大谷　克雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月九日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

岡山市北区厚生町三丁目一番一五号　社団法人岡山県雇用開発協会

清算人　小野　敏行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

岡山県備前市東片上二三〇番地　特定非営利活動法人片上まちづくり

清算人　永井　正人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

広島市中区基町九番三二号　財団法人広島市水道サービス公社

代表清算人　小坂　猛彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月一日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

広島市中区八丁堀一六番一四号　社団法人広島県雇用開発協会

代表清算人　青山　宜博

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日廿日市市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

広島市中区大手町二丁目七番一〇号　廿日市市七尾土地区画整理組合

清算人代表　宮本　育生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

広島県広島市中区大手町三丁目六番三号　特定非営利活動法人シニア・ワークサポートセンター

清算人　高橋　鈴子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

山口県下関市丸山町五丁目九番一〇号　特定非営利活動法人下関青い鳥動物愛護会

清算人　三浦　妙子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

山口県下関市丸山町五丁目九番一〇番　特定非営利活動法人下関青い鳥動物愛護会

清算人　三浦　妙子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

徳島県阿波市阿波町北正広二〇五番地　財団法人阿波市土柱自然休養村協会

清算人　田村　豊

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十五日開催の総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

熊本県熊本市東町四丁目一四番八号　社団法人熊本県ダンプカー協会

代表清算人　岩永　研一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

熊本市水道町八番六号朝日生命熊本ビル三階　社団法人熊本県高齢・障害者雇用支援協会

代表清算人　内野　矜自